

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第 4 補給処  
調達部長 畑中 誠

## 公 告

下記により入札を実施しますので、「入札及び契約心得」(平成 2 0 年 4 補公示第 4 5 号)を熟知の上、参加されたい。

### 記

- 1 入 札 方 式 一般競争入札
- 2 入 札 及 び 開 札 日 時 令和 7 年 1 月 2 8 日 (火) 1 1 時 4 0 分  
(郵便による入札については、令和 7 年 1 月 2 7 日 (月) 1 5 時 0 0 分までとする。)
- 3 入 札 及 び 開 札 場 所 4 号庁舎 1 階 調達部商議室
- 4 参 加 資 格 (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。  
(3) 次のいずれかに該当するものであること。  
令和 0 4 ・ 0 5 ・ 0 6 年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)において「物品の販売」の「A、B、C、D」のいずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。  
(4) 防衛省指名停止権者又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(5) (4)により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(6) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。
- 5 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 . 0 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 郵 便 に よ る 入 札 第 4 補給処 公示第 4 6 号 ( 5 . 3 . 1 0 ) 別紙第 1 に基づき実施すること。
- 7 保 証 金 (1) 入札保証金 免  
(2) 契約保証金 免  
(3) 各保証金として納付できるものは、現金又は銀行小切手を通常とするが、他の手段で納付する場合は、契約担当職員に照会すること。
- 8 保 証 金 の 処 分 入札保証金は、落札者が契約を結ばないとき、契約保証金は、契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。
- 9 保 証 金 の 免 除 7 の保証金以上の金額につき、保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときは入札保証金を、履行保証保険契約を結んだときは契約保証金を免除する。
- 10 入 札 の 無 効 4 の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 11 適 用 す る 契 約 条 項 売買一般契約条項  
談合等の不正行為に関する特約条項  
暴力団排除に関する特約条項
- 12 契 約 書 作 成 必 要 の 有 無 有
- 13 入 札 に 付 す る 事 項

調達管理番号	品名	規格	数量	納地	納期	摘要
A-24-013F-B17B-SE-0665-000	自動車用タイヤ	仕様書のとおり	12EA	第 4 補給処 木更津支処	7. 3. 14	

- (1) 説明会 無
- (2) 見本提出 無
- (3) 内訳明細書提出 無
- (4) 見積(事前)提出 有
- (5) 同等品申請書提出 有 令和 7 年 1 月 2 1 日 (火) 1 7 時 0 0 分まで
- (6) 仕様書配布 有
- (7) 製造出荷引受書 無
- 14 その他
- (1) 端数処理 入札書に記載された金額の 1 0 0 分の 1 1 0 に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
- (2) 下請負 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (3) 提出書類 令和 0 4 ・ 0 5 ・ 0 6 年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- (4) その他 11 に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」の適用が可能であるので、適用を希望する者は、契約締結前までに申し出ること。

本書記載事項の詳細及び仕様書の貸出し又は閲覧については、契約担当職員に照会すること。

問い合わせ先： 第 4 補給処契約課第 2 班 0 4 - 2 9 5 3 - 6 1 3 1 (内線 4 3 3 3)

